

## 第8節 その他の環境保全対策等

### 1 環境放射能水準調査

原子力発電施設等の周辺においては、立地県によって放射能監視事業が実施されていますが、この監視事業の成果を高めるため、より広範囲な地域（隣接県等）で環境放射能水準調査を実施し、その結果と放射能監視データとの比較検討を行うことにより、放射能の影響の正確な評価を行っています。

本県では、平成元年度から文部科学省の委託事業として、定時降水の全ベータ放射能測定及び大気浮遊じん・降水物・陸水（蛇口水）・土壌・精米・野菜・牛乳・日常食の核種分析を行うとともに、サーベイメータ及びモニタリングポストにより空間放射線量率の測定を実施しています。

平成19年度における本県の環境放射能レベルには、異常は認められませんでした。

また、環境中に放射性物質が放出され、放射線被ばく並びに環境への放射能汚染のおそれがある事象が発生した場合、内閣に設置される放射能対策連絡会議等からモニタリング強化等の指示を受けて環境中の放射線レベルを把握し、公衆に対する措置についての判断情報を得るとともに公衆の線量の推定に役立てています。

平成19年度においては、モニタリング強化等の指示はありませんでした。

### 2 公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者からなる公害防止組織を整備し、公害の防止に努めることとされています。同法の対象となる特定工場は、製造業（物品加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属し、かつ、一定規模以上のばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、振動発生施設またはダイオキシン類発生施設のいずれかを設置している工場となっています。

公害防止組織は、公害防止に関する業務を統括管理する「公害防止統括者」及び公害防止に関する技術的事項を管理する「公害防止管理者」、さらには一定規模以上の特定工場において、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する「公害防止主任管理者」からなり、それぞれ代理者の配置が義務づけられています。

公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験、資格認定講習により資格を取得した者から選任することとされており、またこれらを選任または解任した際は、知事（一部は市町村長）に届け出なければなりません。

平成19年度末の公害防止管理者等の選任状況は表2-2-108のとおりとなっています。

表2-2-108 特定工場における公害防止管理者等の選任状況（平成20年3月31日現在）

（単位：人）

業種	種別	選任特定工場数	公害防止統括者	主任管理者	公害防止管理者														
					合計	大気関係				水質関係				特定粉じん	一般粉じん	騒音関係	振動関係	ダイオキシン	
						計	第一種	第二種	第三種	第四種	計	第一種	第二種						第三種
製造業	91	67 (67)	5 (5)	147 (138)	51 (49)	3 (3)	1 (1)	17 (17)	30 (28)	55 (54)	3 (3)	10 (10)	8 (8)	34 (33)		31 (25)	5 (5)	4 (4)	1 (1)
エネルギー供給業	3	3 (3)	1 (1)	8 (8)	3 (3)			3 (3)		2 (2)	2 (2)					3 (3)			
計	94	70 (70)	6 (6)	155 (146)	54 (52)	3 (3)	1 (1)	20 (20)	30 (28)	57 (56)	5 (5)	10 (10)	8 (8)	34 (33)		34 (28)	5 (5)	4 (4)	1 (1)

注1 述べ人数

注2 ( )内は代理者数

注3 市町村への届出も含む

### 3 公害防止協定・環境保全協定

地域住民の健康を保護し、良好な生活環境を保全するためには、各種の公害関係法令等の規制に係る一律の公害対策に加えて、地域の実情に応じたきめ細かい公害対策を推進することが必要です。

公害の防止に係る協定は、地方公共団体が、地域に立地する、または立地しようとする事業者との間で、相互合意に基づき、公害防止のために事業者がとるべき措置について取り決めを行うものです。

県は、徳島県生活環境保全条例第137条の規定に基づき、県下の主要な企業との間で関係市町とともに公害防止協定・環境保全協定を締結しています。

平成19年度末の締結状況は、28事業場、21協定となっています。

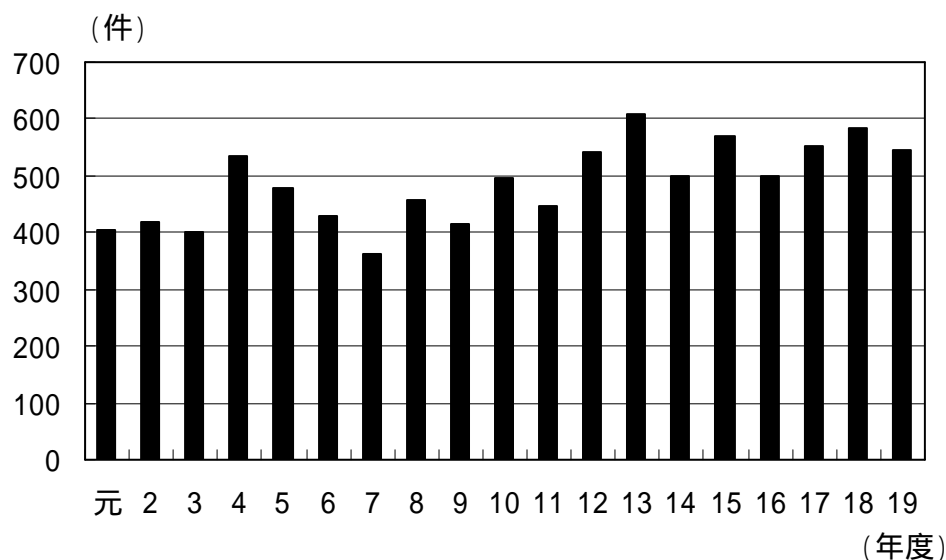
### 4 公害苦情の処理

#### (1) 概要

平成19年度に県（環境管理課、環境整備課、各総合県民局）及び市町村の公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情件数は545件で、前年度に比べ38件、6.5%減少しました。このうち、典型7公害の苦情は387件で、前年度に比べ60件、13.4%減少し、全苦情に占める割合は71.0%でした。また、典型7公害以外の苦情件数は158件で、前年度に比べ22件、16.2%増加し、全苦情に占める割合は29.0%でした。

また、公害苦情件数の推移を見ると、図2-2-38のとおりでした。

図2-2-38 公害苦情件数の推移



#### (2) 公害の種類別苦情件数

典型7公害の苦情件数を種類別にみると、大気汚染が156件（全苦情件数の28.6%）で最も多く、次いで水質汚濁が103件（同18.9%）、悪臭が70件（同12.8%）、騒音が49件（同9.0%）、振動が5件（同0.9%）、土壌汚染が3件（同0.6%）、地盤沈下に関する苦情が1件（同0.2%）でした。

なお、前年度に比べ、地盤沈下に関する苦情が1件（前年度0件）増加し、大気汚染が16件（対前年度比9.3%）、水質汚濁が15件（同12.7%）、土壌汚染が2件（同40.0%）、騒音が22件（同40.0%）、振動が3件（同37.5%）、悪臭が3件（同4.1%）減少しました。（図2-2-39）

また、公害の種類別に苦情件数の推移をみると、表2-2-109のとおりでした。

図2-2-39 典型7公害のうち代表的な公害の種類別苦情件数の推移

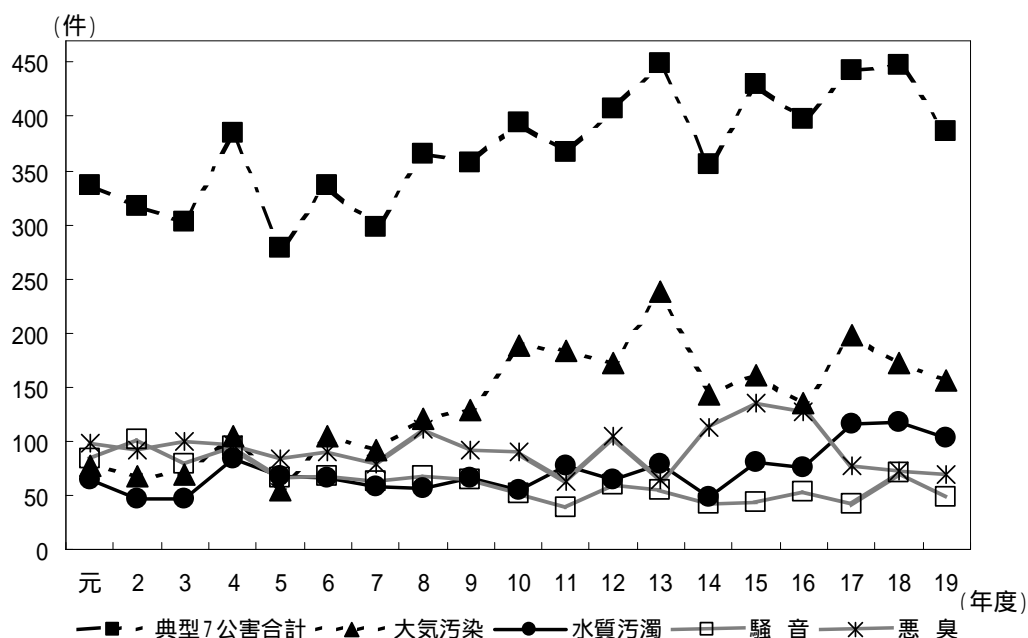


表2-2-109 公害の種類別苦情件数の推移

(単位：件)

年 度	合計	典 型 7 公 害	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒音・振動			地 盤 沈 下	悪 臭	典 型 7 公 害 以 外
						計	騒 音	振 動			
平成元年度	405	337	78	64	3	94	84	10	0	98	68
2	417	317	68	47	1	110	101	9	0	91	100
3	401	303	69	46	2	87	79	8	0	99	98
4	534	385	105	84	0	100	95	5	0	96	149
5	477	278	54	68	0	72	66	6	0	84	199
6	428	337	104	66	0	77	68	9	0	90	91
7	364	298	92	58	0	69	63	6	0	79	66
8	456	365	120	56	1	77	68	9	0	111	91
9	416	357	129	66	2	69	64	5	0	91	59
10	496	395	189	55	2	59	52	7	0	90	93
11	446	367	183	77	2	43	38	5	0	62	79
12	540	407	172	65	0	65	60	5	0	105	133
13	609	449	238	79	8	59	55	4	0	65	160
14	499	355	143	48	4	48	42	6	0	112	144
15	569	430	161	81	4	48	43	5	1	135	139
16	500	398	136	75	1	59	53	6	0	127	102
17	551	443	198	116	3	48	42	6	0	78	108
18	583	447	172	118	5	79	71	8	0	73	136
19	545	387	156	103	3	54	49	5	1	70	158

(3) 公害の発生源の主な産業別苦情件数

公害苦情件数を、公害の発生源の主な産業別(「会社・事業所」を対象)にみると、製造業が78件(全苦情件数の13.4%)で最も多く、次いで建設業が50件(同8.6%)、サービス業(他に分類されないもの)が22件(同3.8%)などとなっていました。

ア 典型7公害の苦情件数を、公害の発生源の主な産業別(「会社・事業所」を対象)にみると、製造業が73件(典型7公害の苦情件数の16.3%)で最も多く、次いで建設業が42件(同9.4%)、サービス業(他に分類されないもの)が18件(同4.0%)などとなっていました。

イ 典型7公害以外の苦情件数を、公害の発生源の主な産業別(「会社・事業所」を対象)にみると、建設業が8件(典型7公害以外の苦情件数の5.9%)で最も多く、次いで製造業が5件(同3.7%)などとなっていました。(表2-2-110)

表2-2-110 公害の種類別、発生源別苦情件数

(単位：件，%)

種類 発生源(産業別)	総数	計	典型7公害							典型 7公害 以外
			大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
合計	545	387	156	103	3	49	5	1	70	158
苦情件数										
農業	13	13	7	3	0	0	0	0	3	0
林業	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
漁業	3	2	0	1	0	0	0	0	1	1
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	50	42	19	4	0	16	2	0	1	8
製造業	78	73	21	31	0	11	1	0	9	5
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	5	5	1	1	0	2	0	0	1	0
卸売・小売業	9	9	3	2	0	1	0	0	3	0
金融・保険業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
不動産業	8	6	0	2	0	0	1	0	3	2
飲食店・宿泊業	14	12	1	7	0	0	0	0	4	2
医療・福祉	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
教育・学習支援業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
複合サービス事業	3	1	0	1	0	0	0	0	0	2
サービス業(他に分類されないもの)	22	18	8	5	0	1	0	1	3	4
公務(他に分類されないもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分類不能の産業	18	15	8	2	0	3	0	0	2	3
個人	173	109	68	10	3	6	1	0	21	64
会社・事業所以外	79	35	9	9	0	7	0	0	10	44
不明	63	42	7	24	0	2	0	0	9	21
種類 発生源(産業別)	総数	計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	典型 7公害 以外
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
構成比(%)										
農業	2.4	3.4	4.5	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0
林業	0.2	0.3	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
漁業	0.6	0.5	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.6
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	9.2	10.9	12.2	3.9	0.0	32.7	40.0	0.0	1.4	5.1
製造業	14.3	18.9	13.5	30.1	0.0	22.4	20.0	0.0	12.9	3.2
電気・ガス・熱供給・水道業	0.6	0.8	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸業	0.9	1.3	0.6	1.0	0.0	4.1	0.0	0.0	1.4	0.0
卸売・小売業	1.7	2.3	1.9	1.9	0.0	2.0	0.0	0.0	4.3	0.0
金融・保険業	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
不動産業	1.5	1.6	0.0	1.9	0.0	0.0	20.0	0.0	4.3	1.3
飲食店・宿泊業	2.6	3.1	0.6	6.8	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7	1.3
医療・福祉	0.2	0.3	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育・学習支援業	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
複合サービス事業	0.6	0.3	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3
サービス業(他に分類されないもの)	4.0	4.7	5.1	4.9	0.0	2.0	0.0	100.0	4.3	2.5
公務(他に分類されないもの)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
分類不能の産業	3.3	3.9	5.1	1.9	0.0	6.1	0.0	0.0	2.9	1.9
個人	31.7	28.2	43.6	9.7	100.0	12.2	20.0	0.0	30.0	40.5
会社・事業所以外	14.5	9.0	5.8	8.7	0.0	14.3	0.0	0.0	14.3	27.8
不明	11.6	10.9	4.5	23.3	0.0	4.1	0.0	0.0	12.9	13.3

(注)分類について

産業については、日本標準産業分類に基づき分類したものです。

ただし、「個人」、「その他」、「不明」の分類については下記のとおりです。

- ・個人・・・発生源が個人の場合(ただし、個人経営の会社・商社である場合、ここに含まれず、産業の分類となります)
- ・その他・・・発生源が会社・事業者・個人以外である場合(発生源が自然である場合、ここに含まれます)
- ・不明・・・発生源が不明である場合

#### (4) 公害の発生原因別苦情件数

公害苦情件数を発生原因別にみると、野焼き等による焼却が96件(全苦情件数の17.6%)で最も多く、次いで廃棄物の投棄が61件(同11.2%)、自然系(自然に存在する動植物又は自然現象による原因など)58件(同10.6%)などになっていました。

ア 典型7公害の苦情件数を発生原因別にみると、野焼き等による焼却が92件(典型7公害の苦情件数の23.8%)で最も多く、次いで産業排水が43件(同11.1%)、施設からの焼却によるものが38件(同9.8%)などになっていました。

イ 典型7公害以外の苦情件数を発生原因別にみると、廃棄物の投棄が59件(典型7公害以外の苦情件数の37.3%)と最も多く、次いで自然系(自然に存在する動植物又は自然現象による原因など)が51件(同32.3%)などになっていました。(表2-2-111)

表2-2-111 公害の種類別、発生原因別苦情件数

(単位：件，%)

発生原因	種類	典型7公害									典型7公害以外
		総数	計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
合計		545	387	156	103	3	49	5	1	70	158
焼却(施設)		38	38	36	0	0	0	0	0	2	0
産業用機械作動		27	24	7	0	0	12	2	0	3	3
産業排水		43	43	0	37	0	0	0	0	6	0
流出・漏洩		21	19	0	14	1	0	0	0	4	2
工事・建設作業		38	36	10	0	0	21	3	0	2	2
飲食店営業		9	8	1	3	0	1	0	0	3	1
カラオケ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
移動発生源(自動車運行)		4	4	3	0	0	1	0	0	0	0
移動発生源(電車運行)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
移動発生源(航空機運航)		2	1	0	0	0	1	0	0	0	1
廃棄物投棄		61	2	0	1	0	0	0	0	1	59
家庭生活(機器)		1	1	0	0	0	1	0	0	0	0
家庭生活(ペット)		1	1	0	0	0	1	0	0	0	0
家庭生活(その他)		31	24	0	11	0	0	0	0	13	7
焼却(野焼き)		96	92	89	0	0	0	0	0	3	4
自然系		58	7	0	4	0	1	0	0	2	51
その他		60	41	7	3	2	7	0	1	21	19
不明		55	46	3	30	0	3	0	0	10	9

発生原因	種類	典型7公害									典型7公害以外
		総数	計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
焼却(施設)		7.0	9.8	23.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0
産業用機械作動		5.0	6.2	4.5	0.0	0.0	24.5	40.0	0.0	4.3	1.9
産業排水		7.9	11.1	0.0	35.9	0.0	0.0	0.0	0.0	8.6	0.0
流出・漏洩		3.9	4.9	0.0	13.6	33.3	0.0	0.0	0.0	5.7	1.3
工事・建設作業		7.0	9.3	6.4	0.0	0.0	42.9	60.0	0.0	2.9	1.3
飲食店営業		1.7	2.1	0.6	2.9	0.0	2.0	0.0	0.0	4.3	0.6
カラオケ		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
移動発生源(自動車運行)		0.7	1.0	1.9	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
移動発生源(電車運行)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
移動発生源(航空機運航)		0.4	0.3	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.6
廃棄物投棄		11.2	0.5	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	37.3
家庭生活(機器)		0.2	0.3	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家庭生活(ペット)		0.2	0.3	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家庭生活(その他)		5.7	6.2	0.0	10.7	0.0	0.0	0.0	0.0	18.6	4.4
焼却(野焼き)		17.6	23.8	57.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	2.5
自然系		10.6	1.8	0.0	3.9	0.0	2.0	0.0	0.0	2.9	32.3
その他		11.0	10.6	4.5	2.9	66.7	14.3	0.0	100.0	30.0	12.0
不明		10.1	11.9	1.9	29.1	0.0	6.1	0.0	0.0	14.3	5.7

(注) 発生原因の分類については以下のとおりです。

- 焼却(施設) ・ ・ ・ 工場等の排煙・焼却専用施設によるもの
- 産業用機械作動 ・ ・ ・ 工場等の機械作動によるもの
- 産業排水 ・ ・ ・ 工場等の排水施設からの排水によるもの
- 流出・漏洩 ・ ・ ・ 産業排水を除く有害物質、汚水等の流出・漏洩によるもの
- 工事・建設作業 ・ ・ ・ 工事・建設作業によるもの
- 飲食店営業 ・ ・ ・ 飲食店の営業活動によるもの
- カラオケ ・ ・ ・ カラオケ店(飲食店やサービス業)の営業活動によるもの
- 移動発生源(自動車運行) ・ ・ ・ 自動車の通行によるもの
- 移動発生源(電車運行) ・ ・ ・ 鉄道の運行によるもの
- 移動発生源(航空機運航) ・ ・ ・ 航空機の運航によるもの
- 廃棄物投棄 ・ ・ ・ 主に家庭から発生する家庭系ごみ(一般ごみ、粗大ごみ)である一般廃棄物と事業活動に伴って生じた産業廃棄物の投棄によるもの
- 家庭生活(機器) ・ ・ ・ 近隣地域における空調・音響等機器の使用によるもの
- 家庭生活(ペット) ・ ・ ・ 家庭生活のペットによるもの
- 家庭生活(その他) ・ ・ ・ 近隣地域における浄化槽、生活排水、話し声、自動車の空ぶかし等によるもの
- 焼却(野焼き) ・ ・ ・ 廃棄物を法令で定められた焼却施設を用いず野外で焼却することによるもの
- 自然系 ・ ・ ・ 自然に存在する動植物又は自然現象による原因であることが判明しているもの
- その他 ・ ・ ・ 上記のいずれにも該当しない原因によるもの
- 不明 ・ ・ ・ 発生源が全く分からないもの

(5) 被害の発生地域別苦情件数

ア 典型7公害の苦情件数を地域別にみると、都市計画区域内が335件(典型7公害の苦情件数の86.6%)、都市計画区域以外の地域が52件(同13.4%)となっていました。また、用途地域別にみると、住宅地域が129件(同33.3%)、調整区域が115件(同29.7%)などとなっていました。

イ 典型7公害以外の苦情件数を地域別にみると、都市計画区域内が123件(典型7公害以外の苦情件数の77.8%)、都市計画区域以外の地域が35件(同22.2%)となっていました。また、用途地域別にみると、調整区域が61件(同38.6%)、住居地域が41件(同25.9%)などとなっていました。(表2-2-112)

表2-2-112 公害の種類別、被害の発生地域別苦情件数 (単位:件,%)

種類	合計	計	都市計画法による都市計画区域									都市計画区域以外の地域
			住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	調整区域	その他		
苦情件数	合計	545	458	170	16	11	22	12	8	176	43	87
	典型7公害	387	335	129	10	10	14	12	8	115	37	52
	大気汚染	156	139	50	6	4	6	4	5	51	13	17
	水質汚濁	103	85	34	1	0	5	6	3	26	10	18
	土壌汚染	3	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	騒音	49	48	20	1	4	2	0	0	12	9	1
	振動	5	5	3	0	0	0	0	0	2	0	0
	地盤沈下	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	悪臭	70	55	20	2	2	1	2	0	24	4	15
	典型7公害以外	158	123	41	6	1	8	0	0	61	6	35
構成比(%)	合計	93.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	典型7公害	66.4	73.1	75.9	62.5	90.9	63.6	100.0	100.0	65.3	86.0	59.8
	大気汚染	26.8	30.3	29.4	37.5	36.4	27.3	33.3	62.5	29.0	30.2	19.5
	水質汚濁	17.7	18.6	20.0	6.3	0.0	22.7	50.0	37.5	14.8	23.3	20.7
	土壌汚染	0.5	0.4	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	1.1
	騒音	8.4	10.5	11.8	6.3	36.4	9.1	0.0	0.0	6.8	20.9	1.1
	振動	0.9	1.1	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0
	地盤沈下	0.2	0.2	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	悪臭	12.0	12.0	11.8	12.5	18.2	4.5	16.7	0.0	13.6	9.3	17.2
	典型7公害以外	27.1	26.9	24.1	37.5	9.1	36.4	0.0	0.0	34.7	14.0	40.2

(6) 被害の種類別苦情件数

ア 典型7公害の苦情件数を被害の種類別にみると、感覚的・心理的被害が312件(典型7公害の苦情件数の80.6%)、次いで財産及び動植物被害がそれぞれ16件(同4.1%)などとなっていました。

イ 典型7公害以外の苦情件数を被害の種類別にみると、感覚的・心理的被害が88件(典型7公害以外の苦情件数の55.7%)、次いで動植物被害が4件(同2.5%)などとなっていました。(表2-2-113)

表2-2-113 公害の種類別、被害の種類別苦情件数 (単位:件,%)

種類	計	健康	財産	動・植物	感覚的・心理的	その他	
苦情件数	合計	545	17	18	20	400	90
	典型7公害	387	15	16	16	312	28
	大気汚染	156	14	6	0	129	7
	水質汚濁	103	0	6	15	67	15
	土壌汚染	3	0	0	1	0	2
	騒音	49	0	3	0	46	0
	振動	5	0	0	0	4	1
	地盤沈下	1	0	0	0	1	0
	悪臭	70	1	1	0	65	3
	典型7公害以外	158	2	2	4	88	62
構成比(%)	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	典型7公害	71.0	88.2	88.9	80.0	78.0	31.1
	大気汚染	28.6	82.4	33.3	0.0	32.3	7.8
	水質汚濁	18.9	0.0	33.3	75.0	16.8	16.7
	土壌汚染	0.6	0.0	0.0	5.0	0.0	2.2
	騒音	9.0	0.0	16.7	0.0	11.5	0.0
	振動	0.9	0.0	0.0	0.0	1.0	1.1
	地盤沈下	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0
	悪臭	12.8	5.9	5.6	0.0	16.3	3.3
	典型7公害以外	29.0	11.8	11.1	20.0	22.0	68.9

(7) 公害苦情処理係属件数

公害苦情処理係属件数(全苦情件数に、18年度以前に受け付けたが処理されず、19年度に繰り越されたものを加えている。)は549件でした。このうち、当該地方公共団体で直接処理された苦情は467件で、その直接処理率は90.3%となっていました。(表2-2-114)

表2-2-114 公害苦情処理係属件数の推移

(単位:件,%)

年 度	係 属 苦情件数 a	受付の状況			処理の状況				直接処理率 (%) b/(a-c)*100
		新規受付	他 から 移 送	前 年 度 から繰越	直接処理 b	他へ移送 c	翌年度へ 繰越	その他	
昭和58年度	456	416	7	33	421	12	23	0	94.8
59	446	420	3	23	403	8	33	2	92.0
60	492	449	10	33	419	21	41	11	89.0
61	541	494	6	41	472	10	41	18	88.9
62	476	429	6	41	426	9	36	5	91.2
63	436	388	12	36	370	22	39	5	89.4
平成元年度	462	405	20	37	388	25	39	10	88.8
2	467	417	11	39	408	18	36	5	90.9
3	452	401	18	33	388	25	32	7	90.9
4	589	534	23	32	510	27	50	2	90.7
5	568	477	42	49	491	39	25	13	92.8
6	457	416	12	29	402	14	15	26	90.7
7	379	355	9	15	328	20	8	23	91.4
8	464	451	5	8	410	21	8	25	92.6
9	424	409	7	8	379	9	8	28	91.3
10	496	484	4	8	453	19	9	15	95.0
11	454	435	11	8	391	19	16	28	89.9
12	556	525	15	16	485	23	22	26	91.0
13	630	573	36	21	521	36	18	55	87.7
14	510	482	17	11	451	17	14	28	91.5
15	580	540	29	11	541	9	6	24	94.7
16	502	500	-	2	472	8	5	17	95.5
17	555	551	-	4	515	10	9	21	94.5
18	591	583	-	8	485	16	6	84	84.3
19	549	545	-	4	467	32	5	45	90.3

(注1) 平成16年度以降、「受付の状況」のうち、「他から移送」は「新規受付」を含む。

(注2) 「直接処理率」とは、係属苦情件数から他の機関等へ移送した公害苦情件数を除いた処理件数の割合をいう。